平成２７年（フ）第１９８２号
札幌市西区二十四軒４条２丁目２番25―302号
債務者　齊藤　信一
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４９号
千葉県東金市一之袋175番地３
債務者　上代　篤志
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０３号
岐阜県土岐市泉町大富1853番地の105
債務者　松本　春鯉
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１０７号
岐阜県多治見市坂上町９丁目38番地の１
フォーブル浅井Ａ―202、従前の住所岐阜県多治見市山吹町２丁目152番地の４
債務者　楯　　信幸
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第４４号
京都府京丹後市大宮町奥大野1450番地の１
債務者　川口　浩樹
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第３５９号
盛岡市紺屋町５番28―206号、旧住所盛岡市清水町２番23―502号
債務者　熊谷　千鶴
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１５３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1697番地10
債務者　山下由美子（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第５５号
兵庫県加東市上中３丁目47番地　サンエルディム105号
債務者　上山　貴史
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第２２３号
香川県さぬき市長尾名1283番地４
債務者　佐々木克也
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７０号
香川県高松市扇町３丁目４番３号
債務者　泉谷　由美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１９号
長崎県諫早市森山町田尻1971番地
債務者　田副　美穂
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３８６１号
大阪市中央区博労町１丁目８番12―202号
債務者　南草　史奈（旧姓八倉）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３８１号
大阪市西淀川区姫島１丁目20番16号　スエヒロハイツ202号室
債務者　中本　雅裕
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４１６号
大阪府枚方市出口２丁目14番３―401号
債務者　江藤大輝こと　江**藤**　大輝
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４４３号
大阪府大東市緑が丘２丁目６番９号
債務者　関　小百合
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５１１号
大阪市港区港晴４丁目７番６号　フォンタル大崎　３Ａ号
債務者　跡辺耕輔こと　跡邊　耕輔
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５４４号
大阪府摂津市新在家２丁目４番41号　タイガースクエア201、前住所大阪府摂津市一津屋１丁目14番25―102号　センチュリー摂津
債務者　前田　　勝
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部